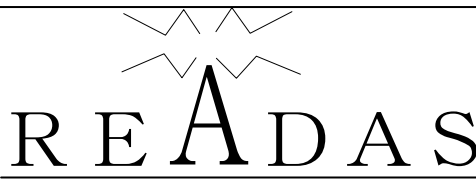


第 4728 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 5月15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 非上場会社の大会社の評価方法

**Q**：非上場会社のうち大会社に該当する会社の評価方法が改正されるようですが、どのようになるのですか？

**A**：パブリックコメントでは、次の案が示されていて、意見を募集していました。

### 【解説】

非上場会社の株式の評価は、財産評価基本通達において、会社を事業規模に応じて大会社、中会社、小会社に区分し、大会社は「類似業種比準方式」で評価することを原則とし、大会社の総資産価額に占める株式保有割合が25%以上の場合は「株式保有特定会社」とされて、「純資産価額方式」又は「S1+S2方式」のいずれかの方法で評価することとなっています。

ところで、この株式保有割合が25%以上の大会社に一律「純資産価額方式」又は「S1+S2方式」を適用することが合理的かどうかで争われた裁判があり、判決では、平成9年の独占禁止法の改正によって、会社の株式保有状況がこの評価通達の定めが置かれた平成2年当時と比べると大きく変化していることなどから、25%という数値はもはや資産構成が著しく株式等に偏っているとまではいえず、株式保有割合が25%以上である大会社を一律「株式保有特定会社」とすることには合理性がないとして判断されたことから、さきごろ、「25%以上」を「50%以上」に改正することについてのパブリックコメントが、国税庁から公開されて、意見が募集されたところです。

